

## 北総鉄道運賃値下げ支援補助金

### 支払い差止めを求める住民監査請求

#### (1) 請求の要旨

昨日（2010年10月13日）横山市長は、「北総鉄道値下げ支援補助金」を議会の承認を得ずに、専決処分で、北総鉄道へ支払うことを決定した。

白井市議会は、この補助金支出について本年3月、6月議会と二度にわたり10:9で補助金支出予算案を否決した。議会の意思は明確に示されている。これを受けて市長は「二度否決されたので再提案はしない、専決処分は違法なので考えていない」と記者会見でも発言していた。

然るに、市長は9月議会の最終日に突然三度目の補助金支出予算を提案した。

議会は審議をしたが、議長が賛成討論をすると議長席を降りたため、時間切れの流会となり議案は廃案となった。

このような状況下での専決は「議会において議決すべき事件を議決しなかった」（地方自治法179条）と言う理由によるようだが、議長を出す方が負けるのでどちらも議長を出さない、伯仲した状態については、賛成派が過半数を取れなかったと言う意味で否決（同法116条）と理解される。もとより、同内容の補助金支出予算案は本年3月、6月の議会に二度「否決」されたことは明らかであり、「議決すべき事件を議決しなかった」と言う要件を満たさないと解される。

また、さらに、その後、議会の成立要件である議員の半数から、市長宛てに議会招集要請書も出されており、議会はいつでも開催できる状態にある。この状態での横山市長の専決処分は、議会を無視し議会制民主主義を否定する行為である。

したがって、本件専決処分は、地方自治法179条1項の定める専決処分に該当せず、明らかに違法である。これにより白井市は専決額相当の被害を被る。

したがって、われわれ白井市民は、白井市の損害を防止するため、市が近々支払行為を行う「北総線運賃値下げ補助金」の支払差止めを求めて監査を請求する。

